

別表(第2条、第3条関係)

区分	タンク削減区分	タンク整備区分
補助事業者	市町村	市町村
事業実施主体	(1) 農業協同組合 (2) リース事業を行う事業者	(1) 農業協同組合 (2) 燃料販売を行う事業者 (3) 園芸用ハウスの加温用燃料タンクを所有又は所有しようとする者及び団体
受益者	地域計画のうち目標地図に位置付けられている又は位置付けられることが確実と見込まれる者	
事業内容	農業者が所有又は利用する園芸用ハウスの加温用燃料タンクを削減するため、重油代替暖房機を整備する場合(残るタンクには防油堤を設置すること。)	流出防止装置付きタンク、防油堤又はその両方を整備する場合(タンクは防油堤に設置すること。)
補助対象経費	重油代替暖房機(LPGボイラー、木質バイオマスボイラー及びヒートポンプ)の整備費(循環扇等の附帯設備を含む機器購入費及び設置費)ただし、リースをする場合は、整備費からリース期間終了後の残存設定価格を除いた額。	流出防止装置付きタンク、防油堤(防火壁を含む。)の整備費(附帯設備及び設置費)、及び園芸用ハウス減築費用(防油堤設置に園芸用ハウスの減築が必要となる場合)
補助対象限度額	300万円/10a	(1) 流出防止装置付きタンク及び防油堤を同時に整備する場合:140万円/基 (2) 流出防止装置付きタンクを整備する場合:100万円/基 (3) 防油堤を整備する場合:タンク1基分の防油堤の整備につき40万円 (4) 園芸用ハウス又は附随する作業小屋もしくはその両方を減築する場合:タンク1基分の整備場所の確保につき30万円
補助率	県2分の1以内、市町村4分の1以上とする。	県2分の1以内、市町村3分の1以上とする。
	県補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、切り捨てることとする。	